

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名： _____

受験者名： _____

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

【 】

2. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。

【 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

【 】

4. 自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

【 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に国土交通大臣に届け出なければならない。

【 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6ヶ月間保存しなければならない。

【 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。

【 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

【 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

【 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

【 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険がある場合に限り事業用自動車に車掌を乗務させる必要がある。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を()結果を生ずる競争をしてはならない。

[ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する()の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

[ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から()以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年()までに届け出るものとする。

[ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日]

20. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があつた場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日]

21. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき()以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

[ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、()及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

[ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離]

23. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して()間保存しなければならない。

[ア. 一ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年 エ. 三年 オ. 五年]

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

24. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、()についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び()その他の環境の保全並びに整備についての()を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ()で定めるところにより()を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

①事業報告書 : 報告期間()に係るもの 提出時期()
②輸送実績報告書 : 報告期間()に係るもの 提出時期()

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで ウ. 毎事業年度の経過後120日以内
エ. 毎年7月31日まで オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後()以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が()で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により()しなければならない。

ア. 15日 イ. 30日 ウ. 60日 エ. 100日 オ. 1年 カ. 法
キ. 公表 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 命令 サ. 省令 シ. 報告 ス. 指導
セ. 届出 ソ. 回答

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の()を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進する事を目的とする。
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、()を起こしその他国土交通省令で定める()を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の()の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める()ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、()を選任しなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(解答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)

【 ○ 】

2. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第16条)

【 ○ 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 × 】

4. 自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法第95条)

【 ○ 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

【 × 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第36条)

【 × 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6ヶ月間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)

【 × 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

【 × 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(道路運送法第9条の2、同法施行規則第10条の2)

【 × 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第42条)

【 ○ 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

【 × 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条)

【 × 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)

【 × 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)

【 ○ 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険がある場合に限り事業用自動車に車掌を乗務させる必要がある。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 × 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(**イ: 阻害する**)結果を生ずる競争をしてはならない。(道路運送法30条)

[ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する(**ウ: 道路運送車両法**)の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

[ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から(**イ: 十五日**)以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年(**ウ: 七月三十一日**)までに届け出るものとする。(旅客自動車運送事業施行規則第66条2項)

[ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日]

20. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(**イ: 三十日**)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。(自動車事故報告規則第3条)

[ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日]

21. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、一事故につき(**ア: 二百万円**)以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。(旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示第1号口)

[ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、(**エ: 運行距離**)及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

[ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離]

23. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(**ウ: 一年**)間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第3条)

[ア. 一ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年 エ. 三年 オ. 五年]

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

24. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、(**ア: 所有権**)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(**チ: 公害の防止**)その他の環境の保全並びに整備についての(**カ: 技術の向上**)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ(**ウ: 国土交通省令**)で定めるところにより(**ケ: 検査標章**)を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。
①事業報告書 : 報告期間(**カ: 毎事業年度**)に係るもの 提出時期(**ア: 毎事業年度の経過後100日以内**)
②輸送実績報告書: 報告期間(**キ: 前年4月1日から3月31日迄の期間**)に係るもの 提出時期(**イ: 毎年5月31日まで**) (旅客自動車運送事業等報告規則第2条及び次表)

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで ウ. 毎事業年度の経過後120日以内
エ. 毎年7月31日まで オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(**エ: 100日**)以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が(**ク: 告示**)で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により(**キ: 公表**)しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

ア. 15日 イ. 30日 ウ. 60日 エ. 100日 オ. 1年 カ. 法
キ. 公表 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 命令 サ. 省令 シ. 報告 ス. 指導
セ. 届出 ソ. 回答

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の(**ク: 利益**)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(**テ: 公共の福祉**)を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、(**キ: 火災**)を起こしその他国土交通省令で定める(**サ: 重大な事故**)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(**オ: 運行の安全**)の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める(**タ: 営業所**)ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(**イ: 運行管理者**)を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員のサービス